

政策提言書

令和 6 年 10 月
舞鶴市議会

目 次

1	はじめに	...	1
2	提言		
(1)	総務消防委員会 地域防災力の向上を目指した福知山公立大学との連携	...	2
(2)	産業建設委員会 捕獲した有害鳥獣の処理方法の多角化	...	4
(3)	福祉健康委員会 重層的支援体制の構築に向けた人材確保と実施計画の策定	...	6
(4)	市民文教委員会 こどもの居場所の拡充と支援体制の強化	...	8

1 はじめに

平素は市政の発展に全力で取り組んでいただいております、心から感謝申し上げますとともに、市議会に対しましても格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

舞鶴市議会では、平成 30 年 10 月に議会基本条例を策定し、その第 3 条「議会の活動の原則」において、「市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること」と、「市政に係る調査研究等を通じて、政策の立案及び提言等を行うこと」を定めております。

この規定に基づき、各常任委員会では、重点事項を定め、先進地視察や現状調査のほか、市民の皆様との意見交換などを通じて、課題の抽出と、それを改善するための議論を重ねてまいりました。

このたび、これらを取りまとめましたので、本市の将来の発展に向けた政策として提言いたします。

令和 6 年 10 月 31 日

舞鶴市議会

議長 上 羽 和 幸

2 提言

(1) 総務消防委員会

提言事項

地域防災力の向上を目指した福知山公立大学との連携

少子高齢化、地域コミュニティの担い手不足などが懸念される中、自然災害の激甚化・頻発化に対応するには、「自助、共助の考え方」が非常に重要となる。

このため、専門的知見を活用した地域防災研究が行われている「福知山公立大学地域防災研究センター」と連携し、地域住民への防災セミナーの開催など、自助や共助に対する市民意識の向上に取り組まれない。

【現状と課題】

本市では、防災アプリの開発、自主防災組織等の育成や防災マップ、タイムライン、地区防災計画の作成を支援するなど、地域防災力の向上に努めているところである。

これにより、市民の防災意識や地域防災力の向上に一定の役割を果たしているものの、激甚化・頻発化する自然災害や少子高齢化に起因する地域コミュニティの担い手不足により、「自助・共助」による防災活動は十分とは言えないとの声がある。

令和4年9月に内閣府が実施した「防災に関する世論調査」において、4割近い国民が「自然災害への対処などを家族や身近な人と話し合ったことがない」と回答していることから、防災に関する一歩を踏み出せない住民が一定数存在している。

【市民の声】

「地域防災力の向上について」をテーマに開催した「市民と議会のわがまちトーク」において、市民から挙げられた意見は次のとおりである。

- 避難先が分からない、避難のタイミングが分からない等、災害時に自分が何をすべきか認識がない人がほとんどである。
- 自治会で自主防災の取組が進んでいないのが現状。ヘルメットを購入したが公民館に並んでいるだけで、その利用方法は未定である。
- いざという時には要支援者の命の確保が優先される。独居老人は誰が守るのが課題。独居老人、障害者など要支援者の情報を的確に把握しておくことが必要である。
- 防災の取組を活発に行っている自治会がある一方、どうやって進めたらいいのか分からない自治会もある。活動を始めるきっかけをつくるためにも行政が財政負担も含めて主導していく必要がある。

【調査】

令和6年5月から8月にかけて総務消防委員会が実施した調査視察や福知山公立大学との意見交換の内容は次のとおりである。

(1) 佐賀県鳥栖市

消防団に対する住民認知度を高め、消防団の活動を次世代に継承するための取組

- ・ 消防団の認知度を把握するためのアンケートを実施
- ・ 消防団活動に関心がない層に活動の様子が届くよう、女性消防団員の活躍や現役消防団員の生の声を届けるチラシの作成、キッズ消防団員による広報活動
- ・ 令和4年度総務省消防庁の「消防団のモデル事業」に採択

(2) 熊本県荒尾市

市民の負担感が少ない、防災について学べる機会を提供する取組

- ・ 「あらお防災フェスタ」を開催。約6,000人の参加者がコンサートやキッチンカーの食事などを楽しみながら防災について学習
- ・ 防災に関するクイズやゲームを導入した実践的な出前講座
- ・ 令和4年度総務省消防庁の「消防団・自主防災組織等の連携促進支援事業」に採択

(3) 福知山公立大学地域防災研究センター

地域防災研究センターの専門的知見を本市の地域防災力の向上に活用するために、講演の聴講のほか「自助や共助に対する市民意識の向上」、「行政の危機管理能力の向上」など5つの視点から意見交換

【分析】

市民と議会のわがまちトークや調査視察・意見交換を踏まえ、「自助・共助」の取組が一定以上進展しない理由として、次の要因が考えられる。

- 激甚化・頻発化する自然災害ではあるが、それを直接経験する機会は多くはなく、「災害は起きない」、「自分は大丈夫」など、自然災害を自己に降りかかるものと捉えられず、被害が発生するまで適切な防災行動を取る必要性が実感できないこと
- 少子高齢化に起因する地域コミュニティの担い手不足や地域に滞在・居住する外国人数の増加など、これまでに経験したことのない社会的要因があり、多様な防災活動が求められ、その対応が困難であること

【期待される効果】

福知山公立大学地域防災研究センターと連携し、「自助・共助」の意識やニーズ把握のための住民意識調査、地域ごとの災害リスクの調査・分析による地域に最適な災害対策の提案、地域の防災力や自主防災活動の現状調査(大学生とまち歩き。防災の町として地域おこし)、防災セミナーなどを実施することで、市民や本市の防災力、危機管理能力の向上につながるだけでなく、「自助・共助」を主体とする防災施策にも寄与することが期待できる。

(2) 産業建設委員会

提言事項

捕獲した有害鳥獣の処理方法の多角化

有害鳥獣の駆除を持続可能なものとするため、捕獲した有害鳥獣の埋設処理をできる限り減少させることを念頭に、中丹地域有害鳥獣処理施設における焼却処理のほか、微生物による減容化や一般廃棄物としての焼却の検討も含め、処理方法の多角化に取り組まれない。

【現状と課題】

舞鶴市における有害鳥獣の被害は、一時期に比べて減少しているものの、依然として発生しており、耕作意欲の低下から耕作放棄地の増加を生み、それが有害鳥獣の被害や生息数のさらなる増加を招く悪循環が懸念される状況である。

その対策として、防護柵の設置などによる「防除」と併せ、有害鳥獣の個体数を減少させる「捕獲」が行われており、猟友会の協力の下、毎年多くの有害鳥獣が捕獲されている。

捕獲された有害鳥獣は、捕獲地における埋設処理または市内の一時保管庫を経て中丹3市で共同運営している中丹地域有害鳥獣処理施設(福知山市に設置)において焼却処理されている。

このうち、埋設処理については、捕獲者または地元住民が、他の野生動物による掘り返しも考慮し、一定の深さの穴を掘り埋設する必要があるなど、大きな負担が生じている。

一方、中丹地域有害鳥獣処理施設については、設置当時の想定処理頭数を大幅に超える処理を行っており、現在の施設能力では、これ以上の処理を行うことができない状態である。

捕獲される鹿の頭数は増加を続けており、イノシシについても豚熱の影響と推測される一時的な減少から増加傾向に転じているため、その処理方法が大きな課題となっている。

【市民の声】

令和6年4月20日に実施した「市民と議会のわがまちトーク」では、有害鳥獣捕獲班員、認定農業者、ジビエ関連事業者、有害鳥獣の対策を講じている市民等と意見交換を行った。

参加者によるグループ討議では、有害鳥獣による被害の現状、防除の苦勞、猟友会員・捕獲班員の減少や高齢化、埋設処理の負担の大きさなどの課題が共有された。

また、有害鳥獣の処理に関して、ジビエやペットフードなどへの活用も有効であるが、活用できる量は多くないと思われることから、既存のごみ焼却施設や本市独自の有害鳥獣の焼却処理施設での処理のほか、解体や減容化を行う施設を求めるなどの多くの意見が出された。

【調査】

令和6年5月15日から17日にかけて他市の事例を調査した。

宮城県蔵王町では、地元住民との十分な対話を経て有害鳥獣の解体処理施設が設置されており、イノシシなどは、埋設処理をすることはなく、全てをこの施設で解体し、一般廃棄物として、他の可燃ごみと一緒に焼却されていた。

静岡県伊豆市では、捕獲者の負担軽減による捕獲意欲の増進と、命あった動物の有効活用を図るため、公設公営の食肉加工センターが設置されており、鹿を1日平均5～6頭が処理されているほか、その残渣や食肉加工に向かない個体は、微生物による減容化処理が行われていた。

また、令和6年8月22日には、近隣の宮津市に設置されている減容化処理施設を視察し、十分な臭気対策が必須であるものの、年間約17トンが処理されているなど、有効性を確認した。

【分析】

市民の声からは、防除だけでなく、個体数を減少させるための駆除が必要であるが、駆除された個体の埋設処理については負担が大きく、対応に苦慮されている現状を再確認した。

また、他市の事例からは、経費や設置場所の問題はあるものの、施設整備に係る国や都道府県の補助金制度の活用や丁寧な住民説明などにより、本市においても実現が不可能なものではないと考えられる。

こうしたことから、ジビエやペットフードとしての活用も含めた現在の処理方法に加え、多角的な処理方法を検討していくことが必要である。

【期待される効果】

捕獲者や地域の埋設処分に係る負担を軽減することにより、増え続ける有害鳥獣の駆除が今後も安定的に継続していくことにつながる。

また、次期の一般廃棄物焼却施設の検討に向けて、早い段階から有害鳥獣の焼却も含めた議論を行うことにより、将来的にも安定した処理体制の確保につながる。

(3) 福祉健康委員会

提言事項

重層的支援体制の構築に向けた人材確保と実施計画の策定

令和7年度から本格実施となる重層的支援体制を構築するためには、地域をコーディネートしていく専門的な人材や伴走支援を実現するための人材が必須であることから、その確保に注力するとともに、引き続き社会福祉協議会を中心とした多機関協働の体制構築に向けて取り組まれない。

また、重層的支援体制の必要性や今後の取組などについて分かりやすく示し、市民への周知や人材の確保に生かしていくため、重層的支援体制に係る実施計画を策定されたい。

【現状と課題】

舞鶴市では、令和7年度からの重層的支援体制の本格実施に向け、令和5年度から移行準備事業を開始しており、「舞鶴市第5期地域福祉計画」に則り、包括化推進員3名、庁内包括マネージャー1名を配置し、多機関をつないだ相談支援の体制づくりや、既存の事業を活用した地域づくりに取り組んでいただいているところである。

重層的な課題を抱える世帯への支援については、これまでから、市内の各相談支援機関等が持つ豊富な経験やつながりを生かし、枠を超えて解決を担っていただいているところであり、既に一定の包括的な支援を行う体制が整っているものと推察される。

しかしながら、昨今、少子高齢化のさらなる進行や介護人材をはじめとする支援者の不足が全国的な問題となっている。断らない相談支援体制の構築はもちろん、支援者の負担軽減を図るためにも、多機関協働の取組は欠かすことのできない要素である。

また、重層的支援体制整備事業には「参加支援事業」「アウトリーチ支援事業」もあり、本市での取組は今後展開されていくものと伺っている。

課題を解決した後、課題の再発や新たな課題を抱えることがないように、いかに地域で見守りを続け、社会とのつながりを持ち続けていただくか、また、潜在的な相談者を見逃すことなく、いかに支援機関につなげていくかは、重層的支援体制の構築における重要な視点である。

【市民の声】

令和6年4月21日に実施した「市民と議会のわがまちトーク」では、社会福祉協議会・地域包括支援センターの職員、YMCA国際福祉専門学校・日星高等学校看護科の学生、介護経験者、地域福祉関係者等と意見交換を行った。

参加者によるグループ討議では、地域コミュニティの希薄化や地域のリーダーとなる人材の不足、民生委員等の負担の増加が課題となっており、地域での見守りや伴走支援を行っていくためには、新たな人材を発掘するための住民の意識の醸成や重層的支援体制の周知、地域をコーディネートしていく専門的な人材の配置などを行っていく必要があるのではないかとの意見をいただいた。

【調査】

令和6年5月15日から17日にかけて先進的な取組を行う自治体の調査を行った。

愛知県長久手市では、重層的支援体制整備事業を所管する職員が各小学校区に配置され、社会福祉協議会に配置されたCSWと連携しながら地域のコーディネートに取り組まれていた。

愛知県東海市では、分野を問わず相談を受け止める部署・人の目印を作り、困りごとを抱える人にわかりやすい、ワンストップでの福祉支援に取り組まれていたほか、社会福祉協議会やNPOと連携しての引きこもり支援が展開されていた。

東京都立川市では、住民主体で運営されている「地域福祉アンテナショップ」が、地域住民の交流の場や困りごとを相談できる場になっているほか、アウトリーチ専門員をはじめとする専門職員が、課題を抱える人との関係づくりや伴走支援に取り組まれていた。

また、令和6年2月14日に城北地域包括支援センター、8月5日に舞鶴市社会福祉協議会への調査視察を行った。多機関協働で課題を解決するに当たり、他の機関につなぐための会議の開催に時間がかかることや、実際にどこの機関が支援を担うのかが決まらないなど、迅速な課題解決に向けての問題点を伺うことができた。

【分析】

市民と議会のわがまちトークやこれまでの調査を踏まえ、重層的支援体制を構築していくためには、以下の取組が必要と考えられる。

- 効果的な体制構築のためには、これまでから認知症・障害のある方への生活支援や困窮世帯への支援など、福祉による地域づくりを担ってきた社会福祉協議会を中心とした事業の展開が望ましい。
- 地域のリーダーとなる人材の不足、民生委員等の負担の増加が課題となっている中、支援者の負担を減らしていくためには、多機関協働による迅速な課題解決を図っていくほか、生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカー、アウトリーチ支援員などの専門的な人材を早期に配置し、地域での見守りを行っていくための新たな人材を地域の中で確保していくことが必要となる。
- 重層的支援体制の難しさや相談先がわからないという意見もあるため、事業の周知を図るとともに、地域住民が相互に支え合うという意識を醸成していくため、事業内容や今後の取組を明確に示した計画の策定が望ましい。

【期待される効果】

社会福祉協議会を中心とした多機関協働の体制づくりの深化や、実行計画の策定等による事業の周知、新たな支援者の確保などにより、支援者の負担を減らしながら、より迅速な課題解決につながる。

また、今後展開されていく「参加支援事業」「アウトリーチ支援事業」においても重要な資源となり、効果的な展開につながる。

(4) 市民文教委員会

提言事項

こどもの居場所の拡充と支援体制の強化

多くのこどもたちが居場所として利用でき、多世代交流によって健全な成長ができる環境を市全体で整えていく必要があることから、令和7年度から実行される「第3期夢・未来・希望輝く『舞鶴っ子』育成プラン」においては、こども本人が居場所と感じ、安心して過ごせる場の拡充が図られるよう計画に位置付け、推進されたい。

また、居場所づくりに取り組む個人・団体に対し、市民への広報や寄附の受け入れによって運営したい人と支援したい人をつなぐなど、官民一体での運営支援策に取り組まされたい。

【現状と課題】

こどもは家庭を基盤とし、学校や地域など様々な場所において、大人やこども同士との関わりの中で日々成長する。しかし、地域のつながりの希薄化、少子化の進展など社会構造の変化によりこども・若者同士が遊び、育ち、学び合うことが難しくなっている。また、共働き家庭やひとり親家庭の増加など子育て環境の孤立化によって、相対的貧困や自己肯定感の低下など、問題も表面化している。

令和5年に「こども家庭庁」が発足し、こどもがまんなかの社会の実現を目指し、「こどもの居場所づくりに関する指針」が取りまとめられた。各自治体に対しては、こどもの居場所づくりをこども計画の中に位置付け、推進することが求められており、本市においても、舞鶴市第7次総合計画・後期実行計画において「子どもの居場所づくり」について言及されている。今後のさらなる支援によって、居場所の拡充につながることを期待している。

しかし、その開設、運営には多くの手続と地域への周知、理解促進に時間を割く必要があり、また、運営資金や人材・食材の確保に苦慮されていると聞き及んでいる。こどもの居場所づくりを市内全域に波及させていくには、こどもの居場所づくりの必要性和市の役割をこども施策の中に定義づけ、官と民の役割を明確にし、支援に取り組んでいく必要がある。

【市民の声】

令和6年4月21日に実施した「市民と議会のわがまちトーク」では「こどもまんなか」を広げよう～ワークショップで考えるこどもの居場所づくり～をテーマに、保護者やこども食堂・放課後児童クラブの関係者、学習支援員等と意見交換会を行った。

参加者によるグループ討議では、家族と地域の姿が変化し、こどもの数が減ったことによる親同士や大人の交流も減少していることから、こどもだけへの対応ではなく、大人（親世代）を含めた複合的な観点から事業（居場所づくり）を展開していくことが必要である。

また、学力向上が図れる「学習支援」や大人とともに訪れやすい「子ども食堂」の拡充に加え、「空き家」の無料提供や各地域に所在する「集会所や公民館」を開放して、居場所づくりに活用することを求める意見等が出された。

【調査】

令和6年5月7日から9日にかけて他市の先進事例の調査を行った。

宮城県岩沼市では、全てのこどもたち一人ひとりの力を育み、家族を地域で支えるため場所として「子ども第三の居場所いわぬまきち」が設置され、学校への登校が難しい児童生徒だけではなく、保護者を含めた家庭環境や経済状態について幅広く対応されていた。

栃木県宇都宮市ではこどもたちが気軽に立ち寄り、様々な交流や活動に参加できる機会を創出するとともに、支援が必要なときには手を差し伸べることができるよう、学校でも家庭でもない第三の居場所として、「宮っこの居場所」づくりを推進されていた。

その推進には、市と商工会議所、社会福祉協議会、青少年育成市民会議が相互に連携・協力し「宇都宮居場所応援連絡会議」を設置。運営のサポートや市民への周知を行うとともに、広く寄附を募集し、基金に積み立てを行っている。そして、基金を原資として居場所づくりを行う各団体への補助を行うことで、運営を行いたい人と支援をしたい人をつなぎ、市全体で居場所づくりを推進する体制を整えられていた。また、こどもの居場所づくりを支援する補助金も制度化しており、開設と運営のステージを分けての支援も有効な取組であると感じた。

さらには、担当課との意見交換を通して、こども・若者にとって、Wi-Fi環境が整った場所が居場所としての利用につながる。加えて、本市には、こども・若者の交流活動や体験活動を支援する「舞鶴市子ども・若者健全育成事業補助金」があるが、こどもの居場所づくりへの活用には上限10万円では不足すること。交付要綱を見ても補助対象となるのか分かりにくいなど、より適した制度へと再設計が必要なことを確認した。

【分析】

こども家庭庁がこども500名を対象に行ったアンケートでは、自宅や学校以外に居場所がないと答えたこどもが35%を超えていた。また、こどもたちが居場所に求めるのは「いつでも行きたいときに行ける」「好きなことをして自由に過ごせる」との回答が最多数であり、自宅の近くにあることやWi-Fiがあると行きやすいとの記述もあった。こどもたちは学校、放課後児童クラブ、塾や習い事など、1日の大半を決められたカリキュラムで生活しており、自由に過ごせる場所や時間を求めていると考えられる。

こどもの視点に立った居場所を身近に設置するために、例えばWi-Fi環境が整っている公民館のロビーなどを有効に活用することも一つの手法である。公民館の利用者は高齢者が大半であり、机や椅子の配置を見直し、子どもを含めた多世代が利用しやすい環境づくりを促進していくことが必要である。

また、財源の確保については、国の補助金制度の活用に加え、宇都宮市のように市が寄附の募集を広く行うことで、将来に渡って持続可能なこどもの居場所づくりが可能となる。

さらには、市の補助金の交付要綱にこどもの居場所づくりが対象事業であることを記載し、広く周知することで、こども・若者の居場所づくりの機運の醸成に寄与すると考える。

【期待される効果】

日本財団による「子ども第三の居場所」での調査では、居場所がありそこに通うことで、7割以上の子どもが学習習慣・安心感・生活習慣が好転していることや、保護者の余力や周囲の人とのつながりが改善しているとされている。

家庭でも学校でもなく、こどもにとって自分の居場所と思える「こどもの居場所」を身近な地域に存在することにより、こどもたちの健全な育成や地域全体でこどもを見守り・育てる機運の醸成につながり、地域そのものが安全・安心な居場所となることにもつながると考える。